

## 佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考規程

(平成16年12月24日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学(以下「本学」という。)大学院における独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から第一種学資金の貸与を受けた学生であって、当該学資金の返還免除の候補者(以下「返還免除候補者」という。)として推薦すべきものの選考に関しては、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号。以下「省令」という。)及び奨学規程(平成16年独立行政法人日本学生支援機構規程第16号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 返還免除候補者の選考は、本学大学院の研究科に在学する学生のうち、機構から第一種学資金の貸与を受けた者であって、在学中に特に優れた業績を挙げたものについて、佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、学長が行う。

2 委員会は、選考に係る調査審議を行うに当たっては、返還の免除を受けようとする学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮するものとする。

(返還免除申請手続)

第3条 返還免除を申請しようとする者は、本学の定めるところにより、所定の業績優秀者返還免除申請書を提出することにより、願い出るものとする。

(研究科からの推薦)

第4条 各研究科の長は、修士課程(博士前期課程を含む。)、博士課程(博士後期課程を含む。)及び専門職大学院課程の別に、事業年度に第一種学資金の貸与期間が終了する者のうちから、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められた者について、順位を付けて学長に推薦するものとする。

(選考方法)

第5条 返還免除候補者の選考は、選考に係る学生の研究科における教育研究活動等に関する次表左欄に掲げる業績及び研究科における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する同欄の業績について、同表中欄に定める基準に基づき設定した同表右欄に定める評価項目により、総合的に評価して行うものとする。

業績の種類	機構が定める評価基準	評価項目
学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	1 学位論文(学校教育学研究科にあつては、実践教育報告書) 2 学位論文(学校教育学研究科にあつては、実践教育報告書)の発表 3 その他の研究論文の学会での発表 4 その他の研究論文の学

		術雑誌等への掲載 5 その他の研究論文の表彰
大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果（修士論文に代わるもの）	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	6 特定の課題についての研究の成果
大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	7 左記に掲げる試験の結果 8 左記に掲げる審査の結果
著書，データベースその他の著作物（省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）	専攻分野に関連した著書，データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。）が，社会的に高い評価を受けるなど，特に優れた活動実績として評価されること。	9 専攻分野に関連した著書 10 専攻分野に関連したデータベース 11 その他の著作物
発明	特許・実用新案等が優れ	12 特許

	た発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	1 3 実用新案
授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	1 4 学業成績
研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ、特に優れた業績を挙げたと認められること。	1 5 リサーチ・アシスタント 1 6 ティーチング・アシスタント
音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	1 7 音楽活動 1 8 演劇活動 1 9 美術活動 2 0 その他の芸術活動
スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	2 1 国内競技会 2 2 国外競技会
ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	2 3 ボランティア活動 2 4 その他の社会貢献活動

2 選考方法その他必要な事項については、各研究科が別に定めなければならない。  
(免除の推薦)

第6条 学長は、委員会の議を経て、返還免除候補者を機構に推薦するものとする。

(免除の許可)

第7条 学長は、機構から免除の許可があった場合は、各研究科長及び返還免除候補者あてに通知するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本学大学院における返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年12月24日から施行し、平成16年度の第一種奨学資金の採用者から適用する。

附 則 (平成20年3月25日改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月2日改正)

この規程は、平成24年11月2日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月22日改正)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 学校教育学研究科

佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考規程第5条の選考方法に基づく順位付けに関する申し合わせ

2016年10月 6日制定

2018年10月30日改正

1. 申請に際しては、本研究科修了予定あるいは修了した学生のうち、授業料等の必要経費を教育委員会その他の機関が申請者に代わって納入しているものは、有資格者としなない。
2. 申請者には、まずその地位に基づいて次の(1)から(3)の順で優先順位をつける。
  - (1) 大学院入学前及び在学中に、正規雇用による給与所得を有する経験がないもの。
  - (2) 大学院入学前及び在学中に、正規雇用により給与所得を有した経験はあるが、大学院在学中は給与所得がない(アルバイト等を除く)もの。
  - (3) 大学院在学中に正規雇用により給与所得を有しているが、授業料等の必要経費を自ら支払っているもの。
3. 「2」に基づいて優先順位をつけたうえで、同じ順位に位置づけられた申請者に関しては、申請者が記載する特に優れた業績の要旨及び指導教員等の推薦理由を参考にして、申請者が教育活動等の業績欄に記載する項目について、各項目毎に以下(①-⑤)点数を加算して決定する。
4. 推薦順位の決定については、加算した点数の高い順とする。なお、点数及び同順位の場合の順位決定は、学校教育学研究科委員会において行う。但し、同じ項目で複数の業績があった場合でも1件として扱い、当該項目内での加算はしない。

### ① 実践研究報告書その他の研究論文

- 1 研究成果の学会での口頭発表——5点
- 2 研究論文の学術雑誌(研究科紀要等以外)への掲載(査読有)——15点
- 3 研究論文の学術雑誌(研究科紀要等以外)への掲載(査読無)——5点
- 4 研究論文の表彰——10点
- 5 研究科紀要等への掲載(実習報告要旨は含まない)——5点

### ② 著書その他の著作物

- 6 専攻分野に関連した著書(研究論文の掲載)——10点
- 7 専攻分野に関連した著書(コラム・記事等の掲載)——5点
- 8 専攻分野に関連したデータベース——10点
- 9 その他の著作物——5点

### ③ 授業科目の成績

- 10 学業成績——GPAを10点満点に換算

### ④ 研究又は教育に係る補助業務の実績

- 11 リサーチ・アシスタント——4点
- 12 ティーチング・アシスタント——4点
- 13 その他の補助業務(学会運営の補助など)——4点

### ⑤ ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

- 14 ボランティア活動——4点
- 15 その他の社会貢献活動——4点

## 別表VI

### 地域デザイン研究科

#### 地域デザイン研究科学資金返還免除候補者選考についての申合せ

平成29年1月25日地域デザイン研究科委員会承認

佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考規程第5条第2項の規定に基づく学資金返還免除候補者の選考は、日本学生支援機構並びに本学及び本研究科の選考方針に基づき、地域デザイン研究科運営委員会が行う。

- 1 申請者の順位付けは、申請者が記載する特に優れた業績の要旨及び研究指導教員等の推薦理由を参考にして、申請者が教育活動等の業績欄に記載する項目について、各項目に以下の点数を加算して決定する。
- 2 推薦順位の決定については、加算した点数の高い順とする。なお、点数及び同順位の場合の順位決定は、地域デザイン研究科運営委員会において行う。

#### I 学位論文その他の研究論文等

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 1 学位論文が優秀——10点    | 3 研究論文等の学術雑誌等への掲載——10点 |
| 2 研究論文の学会での発表——5点 | 4 研究論文の表彰——10点         |

#### II 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果(修士論文に代わるもの)

- 5 特定の課題についての研究の成果——5点

#### III 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果

- 6 試験の結果——5点
- 7 審査の結果——5点

#### IV 授業科目の成績

- 8 GPA 3.5以上——10点
- 9 GPA 3.0以上——5点

#### V 研究又は教育に係る補助業務の実績

- 10 ティーチング・アシスタント——3点

#### VI 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 11 作品が優秀——10点      | 13 芸術活動の表彰——5点 |
| 12 全国規模の公募展で入選——5点 |                |

#### VII ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 14 ボランティア活動——3点 | 15 地域社会貢献活動——5点 |
|-----------------|-----------------|

別表Ⅱ

佐賀大学 医学系研究科における「日本学生支援機構 第一種奨学金 返還免除候補者」選考の基準と方法  
(平成 20 年 3 月 21 日制定)

佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考規程に基づき、医学系研究科内で推薦する「日本学生支援機構 第一種奨学金 返還免除候補者」の選考基準と方法を以下に定める。

業績の種類	機構が定める評価基準	評価項目および評価の指標		評価点
学位論文(修士論文に代わる特定の課題についての研究の成果も含む)及び関連の研究成果	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	1. 学位論文審査における高い評価	・学位授与可否投票で可が90%以上	該当する場合 1点
		2. 学位論文の学術雑誌等への掲載	・欧文専門誌に掲載又は受理	該当する場合 5点
			・和文専門誌に掲載又は受理	該当する場合 3点
		3. 他の研究論文の学術雑誌等への掲載	・欧文専門誌に掲載又は受理	筆頭論文数 × 5点 共著論文数 × 1点
			・和文専門誌に掲載又は受理	筆頭論文数 × 3点 共著論文数 × 0.5点
		4. 上記項目 2, 3 の掲載雑誌の評価	・インパクトファクターの値	筆頭論文合計の値 × 1点
		5. 研究成果の学会発表	・国際・全国レベルの学会での招待発表	筆頭発表数 × 2点 共著発表数 × 0.5点
・国際・全国レベルの学会での一般発表	筆頭発表数 × 1点 共著発表数 × 0.2点			
6. 受賞	・医学系研究科優秀論文賞	優秀論文賞 5点 奨励賞 4点		
	・学会等における受賞	受賞件数 × 5点		
著書, データベースその他の著作物(前号に掲げるものを除く)	専攻分野に関連した著書, データベースその他の著作物等が, 社会的に高い評価を受けるなど, 特に優れた活動実績として評価されること。	7. 専攻分野に関連した著書	・専攻分野に関連した著書の発行	筆頭著者 × 3点 共著者 × 0.5点
		8. 専攻分野に関連したデータベース	・社会的に評価を受けたデータベースの構築	該当する場合 3点
		9. その他の著作物	・社会的に評価を受けたその他の著作物	該当する場合 3点
発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	10. 特許・実用新案等	・社会的に評価を受けた特許・実用新案等	該当する場合 3点
授業科目の成績	講義・演習等の成果として, 優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され, 特に優秀な成績を挙げたと認められること。	11. 学業成績	・優秀な学業成績	GPA の値 × 1点
研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチ・アシスタント, ティーチング・アシスタント等による補助業務により, 学内外での教育研究活動に大きく貢献し, かつ, 特に優れた業績を挙げたと認められること。	12. リサーチ・アシスタント (RA), ティーチング・アシスタント (TA)	・RA, TA における優れた貢献・業績	該当する場合 0.5~3点

ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	13. 専攻分野に関連したボランティア活動等の社会活動	・社会的に高い評価を受けたボランティア活動等の社会活動	該当する場合 0.5～3点
-----------------------	--	-----------------------------	-----------------------------	---------------

選考は、下表の「業績の種類」について、「機構が定める評価基準」に基づき設定した「評価項目および評価の指標」により、評価項目ごとに評価点を積算し、医学系研究科委員会において総合的に評価して行う。



## 別表Ⅲ

### 工学系研究科

#### 工学系研究科「学資金返還免除候補者」の選考について

平成20年3月14日理工学部学生委員会承認

平成24年3月7日工学系研究科学生委員会承認

平成29年12月6日工学系研究科学生委員会承認

学資金返還免除候補者の選考は、日本学生支援機構の選考方針並びに本学の佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考規程第5条に基づき、総合的に評価し、工学系研究科学生委員会で行う。

なお、選考（案）の作成については、博士前期課程においては、各専攻で行い、博士後期課程においては、工学系研究科学生委員会で行うものとし、その具体的な選考方法等は、博士前期課程においては別表1～8、並びに博士後期課程においては、別表9によるものとする。

(別表 1)

・数理科学専攻

(選考方法)

選考委員会において、申請者の在学中における特に優れた業績を挙げた項目並びに研究業績、学業成績等に関して評価し、評価項目を総合的に判断して、返還免除候補者を選考する。

(評価項目)

- (1) 修士論文の内容
- (2) 修士論文の発表
- (3) 学会等における発表
- (4) 学術雑誌への掲載・投稿
- (5) 博士前期課程の学業成績
- (6) その他、特筆すべきこと

(別表 2)

・物理科学専攻

(選考委員会)

1 選考のために、審査会を設置する。

(選考委員会の組織)

2 選考委員は、物理科学専攻の教室会議で決定する。

(選考方法)

3 選考委員会において、申請者の在学中における優れた業績として以下の項目を評価し、それらを総合的に判断して、返還免除候補者を選考する。

(評価項目)

- (1) 修士論文の内容、および発表とそれに関する質疑応答
- (2) 学術雑誌等への投稿・掲載、学会・研究会等での発表
- (3) 博士前期課程での成績
- (4) その他、社会貢献等における特筆すべきこと

(別表 3)

・知能情報システム学専攻

(選考方法)

選考委員会において、申請者の在学中における特に優れた業績を挙げた項目並びに研究業績、学業成績等に関して評価し、評価項目を総合的に判断して、返還免除候補者を選考する。

(評価項目)

- (1) 国内外の審査付き学術雑誌等への掲載
- (2) 国際会議等での発表
- (3) 国内の学会や研究会での発表
- (4) 学術表彰
- (5) 著書、研究報告等の執筆
- (6) 特許出願・登録等に対する顕著な貢献
- (7) その他、教育貢献、社会貢献等における特筆すべきこと

(別表 4)

・循環物質化学専攻

(選考委員会)

- 1 選考のために、選考委員会を設置する。

(選考委員会の組織)

- 2 選考委員会は、専攻で選出された委員 3 名で構成する。

(選考方法)

- 3 選考委員会は、2 月末日までに開催する。
- 4 選考委員会において、申請者の在学中における特に優れた業績を挙げた項目並びに研究業績、学業成績及び本学に対する顕著な貢献に関して評価し、それらを総合的に判断して、返還免除候補者を選考する。

(評価項目)

- (1) 修士論文及び修士論文発表会
- (2) 授業科目の成績
- (3) 学会等からの表彰
- (4) 学術雑誌への掲載
- (5) 著書、データベース、その他の著作物への掲載
- (6) 発明（特許、実用新案）・発見等
- (7) 学会発表
- (8) 研究助成の獲得
- (9) ティーチング・アシスタント等の研究または教育に係る補助業務による学科・専攻への貢献
- (10) ボランティア活動やその他の社会貢献活動による公益の増進への寄与
- (11) 資格等の取得

(別表5)

・機械システム工学専攻

(選考方法)

申請者が提出した調査票に基づいて、専攻会議において下記の評価項目を総合的に評価し、返還免除候補者を選考する。

(評価項目)

- (1) 学位論文その他の研究論文
- (2) 授業科目の成績
- (3) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (4) 学会発表
- (5) 学会等からの表彰
- (6) 学内外における活動及び表彰
- (7) 特許・実用新案等

(別表 6)

・電気電子工学専攻

(選考方法)

選考委員会において、申請者の在学中における特に優れた業績を挙げた項目並びに研究業績、学業成績等に関して評価し、評価項目を総合的に判断して、返還免除候補者を選考する。

(評価項目)

- 1 学会論文誌への投稿・掲載
- 2 研究助成の応募・獲得
- 3 教育関係等のボランティア活動
- 4 学会・研究会等における口頭発表
- 5 1～4を除いた特筆すべきこと
- 6 博士前期課程入学後の成績
- 7 修士論文の審査結果
- 8 専攻長の推薦

ただし、1～5については、申請者自らが提出する「自薦資料」とし、8については、在学中の研究実績や今後の研究遂行能力などを総合的に勘案して、専攻長が準備する「他薦資料」とする。

(別表 7)

・都市工学専攻

(選考委員会)

1 選考のために、選考委員会を設置する。

(選考委員会の組織)

2 選考委員会は、専攻の教員で構成する。

(選考方法)

3 申請者から、所定の期日までに、申請書類並びに在学中における特に優れた業績を証明する資料を学生委員に提出させる。

4 選考委員会は、2月末日までに開催する。

5 選考委員会において、申請者の在学中における特に優れた業績を挙げた項目並びに研究業績、学業成績等に関して評価し、評価項目を総合的に判断して、返還免除候補者を選考する。

(評価項目)

(1) 研究論文

- ・審査付き論文、適正な審査を受けた国際学会における **Proceeding**
- ・集報、研究報告書

(2) 表彰

- ・論文、作品等による表彰
- ・講演等による表彰

(3) 学会発表

(4) 授業科目の成績が特に優秀

(5) 資格の取得

(6) ティーチング・アシスタント等、教育に係る補助業務による学科への貢献

(7) 著書、データベース、その他の著作物の高い評価

(8) 発明（特許、実用新案）・発見等の高い評価

(9) ボランティア活動、その他の社会貢献活動による公益の増進への寄与

(10) その他特筆すべき事項



(別表 8)

・先端融合工学専攻

(選考委員会)

1 選考のために、選考委員会を設置する。

(選考委員会の組織)

2 選考委員会は、専攻で選出された委員 3 名で構成する。

(選考方法)

3 選考委員会は、2 月末日までに開催する。

4 選考委員会において、申請者の在学中における特に優れた業績を挙げた項目、研究業績、学業成績及び本学に対する顕著な貢献に関して評価し、それらを総合的に判断して返還免除候補者を選考する。

(評価項目)

(1) 修士論文及び修士論文発表会

(2) 授業科目の成績

(3) 学会等からの表彰

(4) 学術雑誌への投稿・掲載

(5) 著書、データベース、その他の著作物への投稿・掲載

(6) 発明（特許、実用新案）・発見等

(7) 学会発表

(8) 研究助成の応募・獲得

(9) ティーチング・アシスタント等の研究または教育に係る補助業務による  
学科・専攻への貢献

(10) ボランティア活動やその他の社会貢献活動による公益の増進への寄与

(11) 資格等の取得

(12) 専攻長の推薦

(別表 9)

・博士後期課程

(選考委員会)

- 1 選考のために、選考委員会を設置する。

(選考委員会の組織)

- 2 選考委員会は、工学系研究科学生委員会委員で構成する。

(選考方法)

- 3 選考委員会において、申請者の在学中における特に優れた業績を挙げた項目並びに研究業績、学業成績等に関して評価し、評価項目を総合的に判断して、返還免除候補者を選考する。

(評価項目)

- (1) 学位論文
- (2) 研究論文の審査付き学術雑誌への掲載
- (3) 研究論文の審査無し学術雑誌への掲載
- (4) 学会等での研究発表
- (5) 授業科目の成績
- (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (7) 研究論文等の表彰
- (8) その他、特筆すべきこと

## 農学研究科学資金返還免除候補者選考についての申合せ

平成22年3月21日農学研究科学生委員会承認

平成22年12月1日農学研究科委員会承認

### I 選考方法

#### 1 候補者の選考

学資金返還免除候補者の選考は、日本学生支援機構並びに本学及び本研究科の選考方針に基づき、「農学研究科学資金返還免除候補者選考委員会」が行う。

#### 2 選考委員会の構成

委員会は、研究科長を委員長とし次に掲げる委員をもって構成する。

研究科長	1	「佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考委員会委員長」
コース代表者	4	コース代表者（コース長以外の教員も可）
佐賀大学大学院農学研究科 （以下「大学院」という。） 学生委員会委員長	1	「佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考委員会委員」
大学院学生委員会委員	3	「大学院学生委員会委員」における、委員長以外の委員・選考に関する実務を担当する。
大学院教育委員会委員長	1	・学資金返還免除申請者の学業成績の確認が必要な場合に、面接終了後に開催される『学資金返還免除候補者選考委員会』に参加し、説明を行う。

#### 3 評価項目及び配点

評価項目は、①学業成績、②研究活動、③その他の業績、④面接とし、配点は、次表のとおりとする。

なお、「特筆すべき業績」については、次表に示すとおり、別途対応するものとする。

項目	配点	備考
① 学業成績	12点	秀及び優「1点」、良「-1点」、可「-2点」
② 研究活動	20点	研究活動10点、論文発表10点
③ その他の業績	5点	業績優秀者返還免除申請書の「教育研究活動等の業績」における「学位論文その他の研究論文」と「授業科目の成績」以外の項目で、○印がついたものを対象とする。
④ 面接	10点	面接は、コース代表者が担当する。
合計	47点	
※特筆すべき業績		日本学生支援機構から、特筆すべき業績（Nature掲載など）がある場合は、優先して推薦して欲しい旨の要請があるため、以下のとおり対応する。 ① 「特筆すべき業績」は、コース代表者が推薦する。 ② 業績に不明な点がある場合は、面接時に確認する。

#### 4 評価項目に係る選考手順

##### ①学業成績について

○ 学業成績の評価ポイントは、秀及び優「1点」、良「-1点」、可「-2点」とし、科目数に評価ポイントを掛けた値を算出する。

- 算出に用いる科目は、評価ポイントが良好な 12 科目（特別研究を含む。）とする。
- 学業成績の点数化処理は大学院学生委員会が行い、研究科長とコース代表者の確認を得る。

## ②研究活動について

- 修士課程在学中の研究活動は、学会発表と論文発表に基づいて評価する。
- 配点は、学会発表 10 点、論文発表 10 点とする（合計 20 点）。（下表参照）
- 研究活動の点数化処理は大学院学生委員会が行い、「学資金返還免除候補者選考委員会」で審議する。

区分	小区分	発表者の順位	配点
学会発表	国内	ファースト	1 点
		セカンド以下	0.5 点
	国際	ファースト	2 点
		セカンド以下	1 点
論文発表	論文Ⅰ	ファースト	5 点
		セカンド以下	2 点
	論文Ⅱ	ファースト	2 点
		セカンド以下	1 点
	その他	ファースト	1 点
		セカンド以下	0.5 点

備考：学会発表及び論文発表の得点は、発表数に配点を掛けた値の積算値とする。

学会発表及び論文発表の得点は、各々、10 点満点とする。（合計 20 点）

「論文Ⅰ」と「論文Ⅱ」の区別は「鹿児島大学連合農学研究科の教員資格審査判定基準（「申合せ」及び「社会科学系の論文の取り扱いについて」を含む）」に従う。

「論文Ⅰ」、「論文Ⅱ」は学術雑誌に掲載された原著論文とし、それ以外の総説等の論文は「その他」とする。

セカンド以下については、上記小区分中それぞれ 1 件のみを積算対象とする。

受理証明（掲載決定通知）のあるものは、論文発表に含める。

「ファースト」が複数人からなる場合(equally contributed author)は、配点をその人数で除した点数とする。

## ③その他の業績について

- 学業成績と研究活動を除く「その他の業績」は、専攻分野と関連性の高いものに限定し、評価は研究科長およびコース代表者が行う。
- 「その他の業績」に該当する個々の業績に対する配点は 3 点以下、配点の合計は 5 点以下とする。
- 「その他の業績」の評点は、評価担当者 6 名（研究科長、コース代表者）の平均点とする。
- 評価担当者の採点結果は、面接開始前に、学資金返還免除候補者選考委員会へ提出する。

## ④面接について

- 面接は、コース代表者が担当する。
- 面接時間は、一人当たり 5 分程度とする。
- 面接では、以下の 2 点について質問し、10 点満点で採点する。

【質問 1】 修士論文の内容を簡潔に説明してください。

【質問 2】 優れた業績としてアピールできることと、なぜそれが優れた業績と言えるかということについて、簡潔に説明してください。

⑤特筆すべき業績について

「特筆すべき業績」がある場合は、面接終了後に開催される「学資金返還免除候補者選考委員会」における検討結果に基づき、加点の是非及び加点の点数を審議し決定する。

II 候補者の決定

候補者の決定は、次のとおり行う。

- (1) 選考に用いた各項目の合計点が高い順に、候補者を選考する。
- (2) 合計点が同点の者がいた場合は、研究活動の得点が高い者を上位とする。  
理由①：学生支援機構が求めている学資返還免除者は、「特に優れた業績」を挙げた者である。  
理由②：研究科共通の成績の厳格評価基準（GPA を含む。）が明確には定まっていないため、学業成績に基づいて推薦順位を決めることには課題がある。
- (3) 選考過程で疑義が生じた場合は、「学資金返還免除候補者選考委員会」で審議し、最終的な候補者を決定する。

附 則

この申合せは、平成 22 年 12 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 4 月 9 日改正）

この申合せは、平成 26 年 4 月 9 日から実施する。

附 則（平成 28 年 4 月 13 日改正）

この申合せは、平成 28 年 4 月 13 日から実施する。

附 則（平成 29 年 6 月 14 日改正）

この申合せは、平成 29 年 6 月 14 日から実施する。

附 則（令和元年 1 2 月 4 日改正）

この申合せは、令和元年 1 2 月 4 日から実施する。